

最高裁経監第314号

(会い-03)

平成31年3月15日

高等裁判所長官殿  
地方裁判所長殿  
家庭裁判所長殿  
最高裁判所大法廷首席書記官殿  
最高裁判所事務総局局課長殿  
司法研修所長殿  
裁判所職員総合研修所長殿  
最高裁判所図書館長殿

最高裁判所事務総局経理局長 笠井之彦

研修等の旅行の日額旅費について（通達）

裁判所職員及び司法修習生（以下「職員等」という。）が研修，研究，修習等（以下「研修等」という。）のため内国旅行をする場合に支給する日額旅費については，国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「法」という。），国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）及び昭和61年9月12日付け最高裁経監第16号事務総長依命通達「内国旅行の旅費について」に定めるもののほか，下記に定めるところによって取り扱ってください。

記

- 1 職員等が研修等のため内国旅行をする場合において，宿泊をしないときにあっては別表の(ア)に定める日額旅費を，宿泊をするときにあっては目的地に到着した日の翌日から目的地を出発する日の前日までの日数に応じて別表の(イ)に定める日

額旅費を支給する。

2 1に定める日額旅費を支給する旅行において、国又は地方公共団体の共済組合が運営する宿泊施設に宿泊し、その宿泊料の額が3,180円を超える場合には、その超える部分に相当する額に3,800円を加えて得た額（その額が別表のイ）に定める「旅館に宿泊する場合」のそれぞれの区分による日額を超える場合には、当該日額）を支給することができる。

3 1に定める日額旅費を支給する旅行において、公用の宿泊施設その他これに準ずる宿泊施設に宿泊することとされているにもかかわらず、自己の都合により当該宿泊施設に宿泊しない場合には、裁判所書記官養成課程及び家庭裁判所調査官養成課程の研修生（以下「養成課程研修生」という。）については、別表ア）に定める日額旅費を、養成課程研修生以外の職員等については、当該宿泊施設に宿泊する場合に支給される額と同一の額の日額旅費を支給する。

4 1に定める日額旅費を支給する旅行において、特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃（以下「運賃」という。）を要する場合には、次の区分による額を1により支給される日額に加えて支給することができる。

(1) 宿泊しない場合

最下級の運賃の実費額が当該旅行において支給される日額の2分の1に相当する額を超える場合には、その超える部分に相当する額

(2) 宿泊する場合

最下級の運賃の実費額が宿泊施設と研修等の施設との間の距離又は所要時間に応じ別表のア）のそれぞれの区分による額の2分の1に相当する額を超える場合には、その超える部分に相当する額

5 1に定める日額旅費の額について減額調整をする必要がある場合又は1から4までに定める日額旅費以外の日額旅費を支給する必要がある場合には、高等裁判所長官、地方裁判所長、家庭裁判所長、最高裁判所大法廷首席書記官、最高裁判所事務総局局長、司法研修所長、裁判所職員総合研修所長又は最高裁判所図書

館長は、最高裁判所長官の認可を受けなければならない。

- 6 1に定める日額旅費を支給する旅行で宿泊を要しないものにおいて、天災その他やむを得ない事情により宿泊をした場合には、法に定める旅費（日当を除く。）を支給する。この場合において、日額旅費は支給しない。
- 7 1に定める日額旅費を支給する旅行において、見学その他当該研修等に直接関係する用務のため研修等の施設を離れて旅行する場合には、法に定める旅費（帰着した日の日当を除く。）で法に定める範囲内のものを支給することができる。この場合において、日額旅費（帰着した日の日額旅費を除く。）は支給しない。
- 8 1に定める日額旅費を支給する旅行のうち、自己都合によらず旅館に宿泊する場合であって、別紙のとおり、公務上支障のない範囲において検索した結果、いずれの旅館においても日額旅費の定額内（普通旅費の日当に相当する額（620円）を除く。）では宿泊ができない場合には、鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の実費額、310円並びに「現に支払った宿泊料の額」（法別表第一に定める宿泊料定額を上限とする。）を支給することができる。この場合において、日額旅費は支給しない。

#### 付 記

この通達は、平成31年4月1日以後に出発する旅行について適用し、同年3月31日以前に出発した旅行について、なお従前の例による。

(別紙)

- 1 公務上支障のない範囲である(1)において、(2)により検索した結果、宿泊施設全てが別表(イ)に規定する日額旅費により旅館に宿泊する場合で定額内では宿泊ができない場合(別表(イ)に規定する「旅館に宿泊する場合」に該当し、かつ、現に旅館に支払った宿泊料が該当するそれぞれの金額から普通旅費の日当に相当する額(620円)を除いた額を超える場合をいう。)には、鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃(以下「鉄道賃等」という。)の実費額、310円並びに(3)により「現に支払った宿泊料の額」(法別表第一に定める宿泊料定額を上限とする。以下同じ。)を支給することができることとする。なお、(4)について適切に対応する。

(1) 検索対象範囲

ア 鉄道等を利用する場合は用務地から15キロメートル圏内

イ バスを利用する場合は用務地から5キロメートル圏内

なお、当該範囲内において、所要時間が30分を超える宿泊施設が検索された場合には、選択の対象から除外することができることとする。

例外として、用務地周辺において、鉄道やバスなどの移動手段が全くない場合に限り、徒歩として1キロメートル圏内とする。

また、交通網の発達している特別区及び政令指定都市においては、市内(特別区の場合は特別区全域)を一括検索することができることとする。

(2) 検索方法

複数の宿泊施設検索サイト(※1)により検索する。メタサーチサイト(※2)又は他社商品も含めて検索対象範囲の宿泊施設を提供できる旅行代理店の利用により検索した場合は、複数検索したものとみなす。

検索に当たっては、パック商品(※3)の積極的な活用に努めることとする。

※1 日額旅費の定額内(普通旅費の日当に相当する額を除く。)で宿泊することを念頭に利用する検索サイトから検索する。

※2 1回キーワードを入力すると、複数の検索エンジンで検索が実行され、検索結果が表示される検索サービス。

※3 宿泊料等及び乗車券又は航空券が含まれている商品で旅費の節減に資するもの。

(3) 宿泊施設の選定

検索結果のうち、宿泊料が最も安価な宿泊施設及び料金体系(※4)を選択する。

ただし、宿泊料について最も安価な宿泊施設及び料金体系の宿泊料を上回った場合でも、鉄道賃等を含めた合計額がより安価になるのであれば、当該宿泊施設及び料金体系の活用に努めることとする。

なお、安価であっても、ウィークリーマンションを除く簡易宿所(※5)のようにセキュリティ面が十分でないと判断される宿泊施設及び宿泊に条件を付しており、出張者が宿泊できない料金体系は、選択の対象から除外することができることとする。

※4 宿泊施設が提供する、1泊2食付プラン及び素泊まりプラン等のいわゆる宿泊プランを指す。

※5 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第3項に基づく施設。

(例:ベッドハウス, 山小屋, スキー小屋, ユースホステル, カプセルホテル)

(4) その他

ア 華美な宿泊施設の制限

従前の出張時に利用していたケースから著しく乖離するような宿泊施設を利用する場合には、その必要性について十分検討し、対外的に説明できるようにする。

イ 宿泊料の通算

一の旅行において異なる宿泊施設（日額旅費の定額内と本取扱いにより選択した宿泊施設）を利用する等で、日額旅費の定額（普通旅費の日当に相当する額を除く。）の合計を一の旅行の総額で超過することになった場合に、鉄道賃等の実費額、310円及び「現に支払った宿泊料の額」を支給することができることとする。

2 本取扱いにより、鉄道賃等の実費額、310円及び「現に支払った宿泊料の額」を支給する場合には、旅費精算の際に、以下の資料を添付するものとする。

(1) 期間、日程、費用、場所、出欠状況がわかる資料

（例：実施要領、名簿、出席簿の写等）

(2) 宿泊料が最も安価な宿泊施設及び料金体系であることが確認できる資料

(3) 宿泊施設の領収書

(4) 鉄道賃等の実費額がわかる資料

(別表)

(ア) 宿泊しない場合

区 分	日 額
旅行が行程8キロメートル以上16キロメートル未満又は引き続き5時間以上8時間未満の場合	420円
旅行が行程16キロメートル以上又は引き続き8時間以上の場合	620円

(備考)

- 1 研修等の施設が裁判所職員の在勤庁と同一敷地内にある場合又はこれに準ずる場合には、日額旅費は支給しない。
- 2 次の者に対する日額旅費は一律310円を支給する。
  - (1) 裁判所書記官養成課程及び家庭裁判所調査官養成課程(実務修習期間中は除く。)の研修生
  - (2) 裁判所から派遣されている税務大学校本科特別研修生
  - (3) 裁判所職員総合研修所を勤務官署とする通勤手当が支給される研修員(当該通勤手当が支給されている期間に限る。)

(イ) 宿泊する場合

区分 研修等の種類 及び日額	公用の宿泊施設その他これに準ずる宿泊施設に宿泊する場合				下宿その他これに準ずる宿泊施設に宿泊する場合	旅館に宿泊する場合		
	国が主として職員の研修等に伴う宿泊の用に供している施設を利用する場合		左記以外の施設に宿泊する場合			30日未満の期間につき	30日以上60日未満の期間につき	60日以上の期間につき
	宿泊料を徴しない場合	宿泊料を徴する場合	宿泊料を徴しない場合	宿泊料を徴する場合				
裁判官研修 司法修習 中央研修等 ブロック研修 養成課程	2,080円 1,400円 2,080円 2,080円 2,080円	2,800円	2,080円	3,800円	3,260円	5,910円	5,310円	4,720円

(備考)

- 1 「旅館に宿泊する場合」とは、旅館業法第2条第2項及び第3項の旅館業の用に供する宿泊施設に宿泊する場合をいう。
- 2 実務修習期間中の裁判所書記官養成課程の研修生で、既に住居手当の支給を受けている者のうち、やむを得ない事情により、所属庁の所在地以外の裁判所で実務修習を行うため、宿泊料を徴する宿泊施設を利用し、又は、有償で住宅(貸間を含む。)を借り受けるものに対する日額旅費は、一律900円を支給する。